

令和6年度東京都入札監視委員会 第4回制度部会  
(一般社団法人東京空調衛生工業会との意見交換会)

令和7年2月3日(月)

東京都庁第一本庁舎 25階 112・113会議室

【臼田契約調整担当課長】 おはようございます。定刻となりましたので、これより東京空調衛生工業会さんと東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきます。

本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的といたしまして、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を伺うため、東京都入札監視委員会制度部会としての意見交換会を設定させていただきました。

東京空調衛生工業会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ、都庁までお越しいただきましてまことにありがとうございます。

私、東京都財務局契約調整担当課長の臼田と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

まず、出席者のご紹介でございます。

入札監視委員会制度部会の委員の方々をご紹介申し上げます。

まず、オンラインでご出席をいただいております、入札監視委員会委員の斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤です。本日はよろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、会場にお越しいただいております、入札監視委員会委員の仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。よろしく願いします。

【臼田契約調整担当課長】 東京空調衛生工業会の皆様におかれましても、本来であれば、お一人ずつご紹介させていただきたいところでございますが、お時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料でございます出席者名簿に代えさせていただきます。

都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の稲垣より、一言、ご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 おはようございます。東京都財務局で経理部長を務めております稲垣と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、本日、大変皆様お忙しいところ、貴重なお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。

黒田会長を初めといたしまして、東京空調衛生工業会の皆様方におかれましては、日頃より、都の入札契約制度にご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

また、工業会並びに会員の皆様方におかれましては、このところの資材価格の動向ですとか、社会経済情勢が大きく変化してきている中におきまして、都の建設事業をお支えいただきまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

皆様ご案内のとおり、昨年6月には、国におきまして、第三次・担い手3法が成立をいたしました。現在、順次、施行されている段階でございますが、都といたしましても、改正法の趣旨などを踏まえまして、しっかりと対応していかなければならないものと認識をしているところでございます。

そうした観点から、皆様から現場の声をしっかりと伺い申し上げまして、引き続き、適切に入札契約制度の運営を行ってまいりますとともに、建設業界における諸課題の解決、また働き方改革等の取組に貢献してまいりたく、本日は大変重要な意見交換の機会であると考えてございます。

入札監視委員会制度部会の先生方におかれましては、本日も、専門的な見地からご意見、ご質問をいただければと思っております。

限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

**【臼田契約調整担当課長】** それでは、続きまして、東京空調衛生工業会の黒田会長よりご挨拶を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【黒田会長】** 東京空調衛生工業会会長をしております、黒田でございます。

東京都の皆様には、日頃より格別のご指導、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、今年度は入札契約制度等に関する意見交換会の機会を設けていただき、重ねて御礼申し上げます。

以後、着座で失礼します。

さて、現在の当業界を取り巻く環境につきましては、ここ数年来、旺盛な民間設備投資需要により、全国的に活況を呈しております。

特に首都圏におきましては、大型再開発事業等により、非常に多忙な状況が続いております。一方、人手不足がますます深刻化しており、担い手の確保が急務となっております。働き方改革を推進し、週休2日制（現場においては4週8閉所）の確保、長時間労働の是正などの労働環境の改善と同時に、適正な賃金水準の確保などの処遇改善及び生産性の向上を図り、将来に明るい希望を抱ける魅力ある業界にしていかなければなりません。

これらの諸問題の解決に向けて、団体及び会員企業の努力はもとより、発注者におかれましては、引き続き、ご指導とご支援をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

**【臼田契約調整担当課長】** ありがとうございます。

それでは、本日の進行についてご説明申し上げます。

まず、東京都の入札契約制度等に関するご要望についてでございます。

東京空調衛生工業会様から、都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただくという形で進めさせていただきます。

す。

次に、報告事項になりますが、入札契約制度改革本格実施後の状況（6年経過）についてでございます。こちらにつきましては、本日ご説明する時間を設けておりませんので、後ほどご確認いただければと存じます。

なお、時間も限られておりますので、フリーでの意見交換は最後に一括して実施したいと考えております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等につきまして、東京空調衛生工業会様からお願いいたします。

**【新美専務理事】** 専務理事をしております新美と申します。ご説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

お手元の意見交換会資料、1ページの鑑文をご覧ください。

「はじめに」と記載した部分に空調衛生設備工事業界の置かれている現状を記載しております。先ほど会長からご説明申し上げましたが、若干重なりますが、ご説明させていただきます。

3行目からになりますが、当協会は旺盛な民間設備投資事業により全国的に活況を呈しておりまして、特に首都圏では、大規模大型再開発事業等によりまして非常に多忙な状況が続いております。

その一方で、人手不足はますます深刻化し、喫緊かつ最重要課題でございます担い手の確保、育成に向け、働き方改革を強力に推進しているところでございます。

現下の状況におきましては、社会資本整備を着実に進めていくためには、企業側の努力だけでは限界がございまして、発注者側のご理解とご協力が不可欠であることから、お力添えをお願いする次第でございます。

それでは、資料の2ページをお開きください。

要望事項は、大きく六つの項目でございます。

一つ目の項目は、工事発注量の維持継続についてでございます。

都民生活や産業基盤を支える重要な役割を担っている建設業の持続的、安定的な成長及び雇用機会の確保の観点から、公共工事の継続的な発注量の確保をお願いいたします。

二つ目の項目は、入札契約制度についてです。

1点目は、分離発注方式の維持継続でございます。

設備専門の技術を有する企業が発注者のニーズを直接把握し、責任を持って施工する分離発注方式こそ、高品質の確保に資するもので、いわゆる品確法の趣旨にかなうものと考えます。

都では、原則として、分離発注方式を採用いただいておりますが、都内の基礎自治体では一括発注が行われるケースが相次いでおります。安易に一括発注を行わないよう、都による技術支援、助言指導をお願いいたします。

2点目は、JV結成での入札参加についてでございます。

中小企業育成の観点から、より多くの中小企業のJV参加が必要でございますが、混合入札における受注件数を見ますと、設備業種では単体での割合が70%と高い状況にあります。JV結成に対して加点措置がある総合評価方式や技術者育成モデルJV工事の拡大をお願いいたします。

資料3ページになります。

3点目は、前払金制度についてでございます。

都では、令和6年10月以降、前払金制度における支払い限度額を上げていただき、感謝申し上げます。引き続き、さらなる制度改正の検討をお願いする次第でございます。

三つ目の項目は、働き方改革の推進についてです。

令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されましたが、工事需要が増大する中、特に技術者、技能者の人手不足は深刻化しています。

4点について、発注者のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

1点目は、長時間労働の是正、週休2日制（4週8閉所）への対応でございます。

都では、週休2日制モデル工事を行い、その後、アンケート調査結果が公表されております。その中で、発注者の配慮事項として記載がございます、工期・契約条件・施工環境・費用・書類等に関する具体的な対策の公表をお願いいたします。

また、改修工事、特にいわゆる居ながら改修につきましては、施工時間が休日・夜間に限られることから、週休2日の確保が困難となるケースが多くなります。発注時に作業時間等の諸条件の設計図書への明示を徹底願います。

2点目は、適正な工期の設定でございます。

設備工事の工程は、建築工事の後工程となりまして、従前から前工程の遅れのしわ寄せを受け、長時間労働やコスト増を招いております。現状では、数年先の民間大規模再開発などの工事も早々に決定し、工事予定が組み込まれることもありまして、これまで以上に緻密な工程管理と人員配置が求められております。工期に大幅な変更が生じないように、適正な工期設定と工期管理を徹底願います。

3点目は、適正な予定価格の算定でございます。

資機材の価格高騰や人手不足の状況を踏まえ、また、建設業における担い手を中長期的に確保・育成できる労務単価を考慮した予定価格の算定をお願いいたします。

特に改修工事では、施工条件により、工事内容により予算との乖離が大きくなる場合がございます。不調・不落案件の要因ともなりますので、より一層適正な予定価格の算定をお願いいたします。

資料4ページ。4点目の計画的な発注でございます。

工事事業の増大と人手不足の状況下、発注・竣工時期の分散・平準化は重要性を増しております。可能な範囲で早期に概要を示すことも含めまして、計画的な発注をより一層推進願います。

続いて、項目の4、生産性向上についてです。

生産性向上は働き方改革の重要な要素でありまして、当業界もICTの活用やDXの推進に努めておりますが、3点、要望いたします。

1点目は、設計図書の精度向上についてです。

設計図書においては、関連工事との整合性が取れていない内容が未だに多くございまして、確認・調整作業のため想定外の多大な労力を要することがございます。

長時間労働とコスト増を招くとともに、他の工事への影響も生じることから、発注図面の他業種との整合性を含めた確認を確実にを行うようお願いいたします。

特に改修工事におきましては、設計図書と現場の状況が大きく相違することが多いので、事前に十分な現地調査を行うようお願いいたします。

都では設計図書の精度向上に努められているとは思いますが、問題の原因の検証を行い、改善を図るようお願いいたします。

2点目は、設計変更対応の迅速化でございます。

設計変更等の協議については、迅速な対応をお願いいたします。

3点目は、現場従事者の負担軽減についてでございます。

受発注者間での情報共有システムの活用、協議・承認等の実装化、関係書類の削減・監査等についてさらに推進を願います。また、都の発注工事では、他の官公庁発注工事と比べても、現場における中間検査回数が非常に多くなっておりまして、現地対応や書類作成等に多大な時間と労力を要しております。検査の重要性は十分理解するものではございますが、一層の合理化により負担の軽減を図るようお願いいたします。

資料5ページになります。

項目5、スライド条項の適用についてでございます。

資機材の価格高騰が続き、先の見通しが見つからない状況が続いております。

スライド条項の受注者負担については、残工事についてかかることとなりますが、その影響が大きいと、その撤廃についてご検討をお願いするものでございます。

最後に、項目の6、民間発注者への啓発・指導についてでございます。

週休2日制（4週8閉所）等の働き方改革の推進のためには、工事割合が高い民間発注者の理解と協力が不可欠でありまして、都におかれましては、啓発・指導をお願いいたします。

説明は以上になります。よろしくようお願いいたします。

**【白田契約調整担当課長】** ありがとうございます。

それでは、ただいま頂戴いたしましたご意見、ご要望に関しまして、都の所管部署から、順次、回答を差し上げます。

**【米倉契約調整技術担当課長】** 契約調整技術担当課長をしております米倉と申します。

都の方から回答させていただきます。

まず1番目、工事発注量の維持継続についてでございます。

社会資本の整備は、都民の安全・安心や利便性を向上させるとともに、新たな雇用や需

要を創出し、経済への波及効果も高く、東京の持続的発展や日本経済の活性化にもつながるものであることから、必要な取組は着実に進めていく必要があると認識しております。

一方、それぞれの事業所管局において、その事業計画に基づいて各事業の必要性や優先度を見極めた上で、適切に工事実施されるものと認識しております。

従いまして、いただいたご要望につきましては、工事の発注の各関係部署に申し伝えさせていただきます。

2番目、入札契約制度について、分離分割発注の維持継続についてでございます。

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離分割発注によって中小企業の受注機会の確保を図っております。

業種ごとに工事を分離発注することで事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えています。今後とも、原則として分離分割発注を徹底するよう各局に周知してまいります。

また、都内自治体への助言についてでございますけれども、発注方式に関しては、各自治体の責任の下に、それぞれの地域において抱える課題に応じて対応がなされているものと認識していますが、都としては、東京都公契連などを通じて、都の取組を周知するなど、引き続き都内自治体の取り組みを支援してまいります。

2番目です。JV結成での入札参加についてでございます。

都では、過度の低価格競争を抑制し、中長期的に工事品質の確保を図るため、総合評価方式の適用を推進しております。工事の発注に当たり、総合評価方式の運用については、工事内容、工事規模、発注時期等の諸条件を勘案し、それぞれの発注部局において判断しております。引き続き、工事内容等の諸条件を踏まえた上で、総合評価方式を積極的に適用するよう各局に周知してまいります。

また、技術者育成モデルJV工事につきましては、制度開始から6年が経過したところでございます。中小企業育成の観点から、モデル工事の効果や課題の検証を行っております。今後とも、建設業の担い手確保・育成に取り組んでまいります。

続きまして、3)前払金制度についてでございます。

都における前払金制度は、契約金額総額に応じた前払金を契約時に一括して支払うといったものでございますけれども、昨年7月に制度を改正し、契約金額の4割を初年度に支払う上限を契約金額の9億円から18億円まで拡大したところでございます。

今後とも、適切な契約制度の運用に努めてまいります。

【大藤機械技術担当課長】 続きまして、機械技術担当課長の大藤から回答させていただきます。よろしくお願いいいたします。

3の働き方改革の推進についての1)長時間労働の是正、週休2日制(4週8閉所)への対応についてでございます。

財務局では、アンケートの結果等を踏まえ、工事関係書類の削減や適切な工期設定等を

行っております。書類削減につきましては、令和6年4月、削減、簡素化する工事関係書類をホームページで公開しております。

工期設定につきましては、工事の発注に当たり、施工条件や資機材の納期に加え、猛暑による作業不能日数も考慮し、週休2日を確保できるよう工期の設定をしております。引き続き、長時間労働の削減に向けた環境整備に取り組んでまいります。

また、改修工事におきましては、改修する建物の運用状況等を踏まえた計画を行っております。引き続き、適切な工期設定を行うとともに、様々な施工現場の状況に応じた施工条件等の明示に取り組んでまいります。

続きまして、二つ目の適正な工期の設定についてでございます。

工期設定に当たりましては、国の工期に関する基準を踏まえ、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を活用する等により、適正な工期設定を行うこととしております。

具体的には、直接工事に必要な日数の他、機器の調整、検査期間、猛暑による作業不能日数等を考慮した日数を加え、工事に必要な期間を確保しております。

また、円滑に工事を進めるためには、建築や機械設備など、様々な工種の受注者が連携して施工することが必要です。そのために、引き続き、監督員は工事現場の定例会等において、工種をまたいで工程を確認するとともに、必要に応じて受注者に指示等を行ってまいります。

続きまして、三つ目の適正な予定価格の算定でございます。

予定価格につきましては、積算基準に基づき、適切に積算を行っております。

積算に当たりましては、最新の公共工事設計労務単価及び資材価格を適用しており、近年の市場動向を踏まえ、資材につきましては、当面の間、毎月、価格改正を行っているところでございます。

また、改修工事におきましては、施工条件や工事内容を十分検討し、予定価格を算定しております。今後も、社会情勢や施工条件等を踏まえ、適切に業務を行ってまいります。

**【米倉契約調整技術担当課長】** 引き続きまして、計画的な発注についてでございます。

東京都では、現場の稼働状況を平準化させるために、平準化率、これは年度の平均稼働件数に対する4月から6月の平均稼働率の比率ということになりますけれども、こちらの平準化率を指標として導入しておりまして、令和8年度末を目標とする具体的な目標値を業種ごとに定めております。

ゼロ都債や工期12か月未満の債務負担の活用、それから繰越明許費の効果的な活用を積極的に進めております。

なお、令和5年度の実績では、令和4年度より平準化率が向上しているところでございまして、引き続き、全庁挙げて平準化に係る取組を着実に推進してまいります。

**【大藤機械技術担当課長】** 続きまして、4の生産性向上についての1)設計図書の

精度向上についてでございます。

設計図書の精度向上につきましては、現場施工を円滑に進めるためには工事間で整合のとれた設計図書が重要でございます。今後とも、設計図書の作成に当たりましては、各業種間で図面を突合し、整合を図るなど、精度向上に取り組んでまいります。

また、改修工事におきましては、事前調査等により工事場所の現況を把握した上で、施工条件や工事内容を十分検討し、設計図書を作成するよう、引き続き、努めてまいります。続きまして、2) 設計変更対応の迅速化でございます。

工事の品質を確保し、施工を円滑に進めていくためには、受注者と発注者の迅速な意思疎通が重要でございます。このため、工事現場において、例えば予見していなかった問題が生じた場合、速やかに受発注者間で協議を進め、円滑な施工を図ってまいりました。引き続き、受発注者間の迅速な意思疎通に努めてまいります。

続きまして、3) 現場従事者の負担軽減でございます。

工事関係書類の提出等をインターネット上で行う情報共有システムの利用拡大を推進しておりまして、財務局では、昨年11月から当初の工事費にあらかじめシステムの利用費を計上することで受注者の利用を促してございます。また、削減簡素化につきましては、受注者のヒアリングなどを行っておりまして、さらなる削減等を検討してまいります。

【永井検収課長】 検収課でございます。

検査につきましてご回答させていただきます。

中間検査は、工事完了時に無用な手戻りが発生しないよう、工事の節目で適宜行っているものでございます。このことは受注者側が施工中においてこの基本的な考え方を再確認する契機にもなっており、適正な工事の履行及び品質確保に寄与しているものと考えているところでございます。

また、財務局では、検査の効率化に向け、令和6年度から監督が確認済みの工事関係書類の一部を検査対象外とする新たな取組を進めております。今後も、引き続き、検査の効率化を図りつつ、適切な時期に中間検査を活用してまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】 5番目でございます。スライド条項についてでございます。

スライド条項の受注者負担率についてでございますけれども、公共調達におきましては、受注者と発注者は対等であるという考え方のもと、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、受注者と発注者とで負担を分担すべきものであると考えております。

受注者負担率の撤廃については、こうした受発注者のリスク分担の考え方から慎重な対応が必要と考えられます。引き続き、スライド条項を適切に運用し、物価変動等へ対応してまいります。

6番目でございます。民間発注者への啓発・指導についてでございます。

民間工事につきましても、週休2日の確保等に向け適正な工期が設定されることは重要



でありまして、建設業許可部署から、受注者団体ですとか、大規模プロジェクトを予定している発注者などに対して、適切な工期が設定されるよう働きかけを実施しているところであると聞いております。

回答につきましては、以上になります。

【臼田契約調整担当課長】 ご要望に対する東京都からの回答を述べさせていただきます。

それでは、これから、お時間の限りで意見交換とさせていただきたいと思います。

これまでを踏まえまして、ご意見等をいただければと思います。

まずは入札監視委員会の委員の皆様からいかがでしょうか。

斉藤委員、お願いいたします。

【斉藤委員】 本日はありがとうございます。私からは、4の3)現場受注者の負担軽減の箇所についてお聞きいたします。

協会よりご提出いただきました資料を拝見しておりますと、検査の重要性を十分にご理解していると書かれています。ご指摘のとおり、検査と監督は契約制度の柱であるとも言われ、重要なプロセスであると認識しています。

他方、協会にとりましては、非常に負担が大きいとのことですが、具体的にどのような削減の方法があるのかについてお聞かせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 では、いかがでしょうか。

【中上副委員長】 渉外委員会の副委員長をやっています中上といいます。

実際に、今、検査の重要性というのはすごく認識してしまして、やるのはあるのですが、検査に対応する負担というのはですかね、管理者検査、監督員検査、本検査という3回、1回の検査であるわけですけど、それが回数が多いと、それだけ書類を作るにしても、いろんな面でそういったものに負担がかかるということで、実際、重要性が分かるので、今の率で出している経費率というのですかね、そこの部分だけで収まらないような状況が出ているので、そういった費用を検査費用として別に積み上げしていただくか何かすることが必要なのかなと。

結構、受注者としてはそれが負担で、毎回10人ぐらい、それに対応するのに必要な現状が出ているので、その辺を費用で見るのか、簡素化するのかというのはいろいろあるのですが、他省庁では、現場説明書の中で最初にうたってあるのが、中間と適時行って、竣工検査という、大体3回ぐらいなのですね、大きな現場でも。

そういったことが、ここでやっただいている細かな検査というのは非常に助かっていて、あるのですが、負担がちょっと大きいということで、ちょっと考慮いただける方法があるのかなという考えをしております。

以上です。

【斉藤委員】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 では、今の件に関して、東京都側から何かございますでしょうか。

【永井検収課長】 検収課でございます。

検査についてお答えをさせていただきます。

この間、働き方改革、また受注者の皆様方の負担軽減ということで、これは大きな時代の流れだと思っております。検査のありようについても、時代の在り方に合わせた形で見直しを進めていく必要があるものと考えております。

先ほどお答えさせていただきましたけれども、今年度から、検査で見させていただく書類を削減させていただいております。こういった取組を新たに始めておまして、引き続き、皆様方のご負担というのをしっかりと受け止めながら、こういった形で検査できるのかというところを模索していきたいと考えているところでございます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。他に、仲田委員の方からはいかがでしょうか。

【仲田委員】 それでは、質問させていただきます。

環境としては、時間外労働時間の上限撤廃だとか、あるいは労働資材の供給不足、その結果の価格アップで大変なご苦勞をされているというのはよく理解しておりますが、こういう協議会を通じて、ここの2の3)で記されております入札制度改革、例えば前払金もそうだし、あるいは現場代理人の兼務の件もそうだと思うのですが、こういう改革が行われてきているというふうに理解しています。この協議会の位置づけというのですかね、貢献しているなど思うのですが、一方で、この要望は昨年とほぼ同じということで、要望したものがきちんと実現するプロセスにあるのかどうかを協会の方々がどう認識されているのかをお聞きしたいなと思っております。

もう一つは、非常に重要なことだと思うのですが、6の民間発注者への啓発・指導について、これは東京都の方への要望でしょうが、やはり見える化が極めて重要と思うので、具体的にこれを見えるような形で、東京都としてどんなことをやろうとされるのかをお聞きしたいなと思っております。

以上2点です。

【臼田契約調整担当課長】 では、1点目。まず要望に対するこれまでの実現の状況ですとか、取組状況に関する協会としての受け止めということかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【新美専務理事】 今、同じような要望が続いている場合があるということですが、まさにそういう部分があるかと思っております。

一方、一部改善をしていただいている部分も当然ございました。先ほど先生がおっしゃられたように、当然でございます。

引き続き要望しているものについては、例えば国の扱いがこうだと、法的にはこうだというので、直ちに東京都さんの方で改善ということは難しいものもあろうかと思っております。

が、同様の要望につきまして、我々は国土交通省関東整備局等にも要望する予定もございまして、そういった中で、少しでも、一歩でも進めていただければなというふうに思っています。

特に、今、非常に忙しい状態にございまして、民間の工事の発注も多くある中で、3年、4年先までも組んじやっているというようなことがありまして、こういう状況にあるので、少しでも何か改善していただけるものがさらにあればということで、繰り返しの要望になっているものもございまして、よろしく願いいたします。

他にうちの方からありますか。いいですか。

【清水委員長】 渉外委員会の清水と申します。

今、要望自体は毎年似たような形になってしまっているのですが、この場を借りて、いつも、前払金についても去年改定させていただきまして、大変感謝しております。

この件についても、先ほど専務理事からあったように、他省庁は、例えば請負代金の40%というような支払いもありましたので、改定、いい機会をいただいているのですが、今後もそれに向けてお願いしたいなど。

物件が大型化しておりますので、前払金の金額の、それ以上の工事金額の負担もかなり大きくなってきていますので、国と同様の40%を目指していただければというようなことで、途中、感謝しつつ、また、それに向けてお願いしたいなということで、今後のプロセスとしてお願いしたいというふうな形になっております。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

あともう1点、民間発注の件に関しては、東京都側ということでよろしいでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 東京都でございます。

民間発注者様の啓発につきましては、今後どういったことをやっていくのかというようなお話かと思えます。

既に東京都においては、例えば公契連ということで、東京都と各区市町村の契約担当者の方が集まる会議体を活用して、例えば今年度もその中で東京都の様々な制度について議論したりとか、議題にしたところでございます。

例えば働き方改革に向けた発注工事における取組などについて、こちらから説明させていただいたりとか、そうしたことをしているところでございまして、引き続き、こうしたことをしっかりやって区市町村との情報共有には努めてまいりたいというふうに考えております。

【仲田委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、続きまして、東京空調衛生工業会の皆様から、何か全体を通じて、ご発言等がございましたらお願いいたします。

【池田委員】 入札契約制度委員の池田と申します。

近年、物価上昇に伴いまして、工事規模と価格に乖離を感じるケースがございまして、また、そういった意見もございまして、つきましては、等級ランクの見直しをお願いしたいで

す。

というのも、今までに参加できていた規模の案件が、予定価格が上がることにより、入札参加の意思があるにもかかわらず、価格帯の条件で参加できないという現状がございますので、その部分についても見直しを検討していただきたいと思っております。

以上です。

【臼田契約調整担当課長】 では、今の点に関しては、東京都側のほうから。

【米倉契約調整技術担当課長】 規模と価格等がなかなか見合っていないということで、恐らく物価上昇を背景に、例えばこの価格帯ですとB等級ですよとか、この価格帯ですとA等級ですよとか、そういったものがずれてきているのではないかというご意見かと思えます。

こちらにつきましては、昨今の物価上昇などを踏まえて、これは、正式名称が出てこないのですが、発注標準金額と言ったものを東京都で設定しておりまして、そうした運用をさせていただいているところでございます。

今般、そういった物価上昇等の背景もありまして、今回、それについて見直しを行っていくこととしておりますので、その中で価格帯のアップも含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

【中上副委員長】 すみません。もう1点、契約変更の年度ごとの実施のお願いということで、今、多くの施工会社は年度ごとの会計処理をしておりまして、工期の長い現場では、協議をした後の変更契約、これが指示書で書かれているのが、結構、工期末にしますということが書かれているのですが、できれば年度ごとに変更いただくのが本当なのかなというところもありまして、今後、そういった話の中で、できれば年度ごとに変更をやっていただきたいという希望でございます。

各社は年度ごとに会計処理をすることが多いものですから、その辺がすごく、価格の決定金額というのですかね、変更金額がすごく気になっているところでございます。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見、ありがとうございます。

スライド条項につきましては、庁内でルールを定めて、例えば請求があった日から基準日を何日以内に定めるとか、そうした運用は定めまして周知させていただいているところでございます。

今いただいたご意見というのは、実際の設計変更のタイミングが、例えば工期末になるとか、大分先になるといったようなご要望かと思っておりますので、そうした運用につきましては、改めて各局と情報共有をしながら、そこら辺は、いただいたご意見を踏まえまして、今後検討してまいりたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

【中上副委員長】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 その他、いかがでしょうか。東京空調衛生工業会の皆様からのご意見があればお願いいたします。

【清水委員長】 では、最後にすみません、最後かどうか分かりませんが。

会員の企業様の方からご意見があったので、ちょっと紹介させていただきます。

近年、猛暑日が増えていることから、熱中症対策も兼ねて、夏の期間のサマータイム制度の導入ですとか、あとは工期の延伸などを考えていただくようなことをぜひお願いしたいなというような話が一つございました。

それとまた、契約から工事の着工までの期間が短いので、特に改修工事なんかですが、現場の調査とか、計画のすり合わせとかというのを含めた期間の工期設定をお願いしたいというご意見もございました。

これについては、いろいろ調査しましたら、東京都様の方で、改修工事については事前にかなり工期を多めに取っていただくケースもございまして、その辺は非常にありがたいなと思っております。ありがとうございます。

あと、また工期について、何日間とかというような工期末が明示されていない案件がありまして、その工期末が明示されていないことで申請を躊躇した会社さんも何社かあるということがアンケートで来ましたので、何日間というよりも、何日までとかと明記された方が、より申し込みやすいというようなご意見もございました。

以上でございます。

【臼田契約調整担当課長】 大きく3点かと思いますが、では、東京都側からお願いいたします。

【大藤機械技術担当課長】 まず猛暑日の対応につきましては、先ほども回答させていただきましたように、事前に猛暑日等の日数等を加味したということをやっております。また、現場の状況に応じては、また協議の上、変更対応の対象になることもありますので、その辺は、引き続き、適切に対応したいと考えております。

先ほどの工期の準備期間のところにつきましては、実際、準備を取れているよという話もありましたが、引き続き、改修工事だと現場ごとに状況が違いますので、ちゃんとその状況を把握して、きちんと設計に反映するように適切に対応したいと考えております。

【米倉契約調整技術担当課長】 あと、最後に工期のお話ですけれども、例えば着手日から200日間とかという書き方をしているのだと思いますけれども、当然、言うまでもなくあれは土日を除いた週5日で計算した場合の工期ですけれども、それが実際に何月何日になるのかをはっきりしていただいた方がありがたいというご要望かと思っておりますので、そちらにつきましては内部で確認させていただきまして、関係部署と相談してみたいと思っております。ご意見はありがとうございます。

【清水委員長】 すみません、ありがとうございます。

どうしても、工期末とか、あと、先ほどあった設計変更とか、お金に関わるものとか、僕ら企業は年度年度で計算しているもので、その年度で終わるのか、この年度で支払いができるのか、その辺を結構重要視されている会社さんが多いということをお願いいたします、一つの意見として。ありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、その他、いかがでしょうか。

あと、東京都側からはいかがでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整の米倉です。

いただいたお話の中で、例えば「はじめに」の1枚目の中で、昨今、旺盛な民間設備需要にある技術者不足というようなお話をいただきました。

実際、東京都の契約を行っている中でも不調などが起こりまして、受注者といいますが、入札参加の方にご意見をいただきますと、こういったお話をいただくことが多くて、どうしても公共工事の方の入札を辞退したとかという話をいただくのですけれども、東京都では、今、工期を適切にやったりですとか、資材価格を適切に反映するという取り組みは行っているのですけれども、やっぱり民間工事の方に行ってしまうというか、私たちからすると、そちらの方に参加されていくといったことはやっぱり公共工事と違いがあるということかと思えますけれども、その中で一番大きな違いといえますか、どうしてもここがなかなか支障になるというような、そういった大きな要因というのはどこら辺にあるというふうにご認識されていますでしょうか。

今後の検討の参考にしたいと、ご意見をいただければと思います。

【中上副委員長】 実際には、書類の多さが民間に比べて、役所の場合は多いというのが一つあるのかなと思っています。

あとは、やっぱり公共工事の方が、僕がいいと思っているのは、はっきりとした図面契約なので、それと違ったものに対してはきちんといただけるので、僕は公共工事の方がいいなということを会社で訴えているのですが、民間の方が、今ちょっと利益率も上がっていて、取りあえずそれが手元にあるものですから、その工事をやっぱりやっていると多いのかなと思いますけど、そういったものも踏まえながらも、書類がやっぱり多いという、なかなかそれも一つのハードルなのかなという気がいたします。

【根本局長】 すみません。補足させていただいてよろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 はい。

【根本局長】 実は会員会社の皆さんからすると、公共工事、東京都さんをはじめ、入札の条件を、以前に比べると比べようがないぐらいに緩和していただいているというのが現状で、そこについては、もう皆さん本当に感謝をさせていただいております。

ただ、やはり民間工事については、特に大きいプロジェクトになると、1年前、2年前から、ゼネコンさん等々を含めて準備をしておるといって、そういった中で進んでいて、公共工事は年度の初めに発注予定が出たりとか、しかも、結果的には入札ですので、そこで落札できるかできないかというところがありますので、その確実性といったら変ですけど、民間でゼネコンさんを初め、以前から準備しておると、ある程度先が見えているということになると、どうしてもそちらを優先してしまうと。

それから、今、根底には人手不足があると思うのですけれども、そこは全国で今忙しいという状況が続いているので、以前であれば、東京で技術者がいなければ、九州から借りて

くる、北海道から借りてくるというようなことができたのですけれど、今はそれができないということなので、配置をできるような技術者がいないというようなことが大きな原因かなと思っています。

それから、先ほどちょっと話が出ましたが、私どもは民間工事でいくとゼネコンさんの下請でということがほとんどなのですが、以前は本当に利益が出なくて、見積もりの半値、8掛けどころか、半分以下というところからスタートするようなところですが、さすがにゼネコンさんも我々が人がいないというようなところを配慮していただいているので、それなりの適正な金額にかなり近いようなところで契約していただいておりますので、そうすると、やはりそちらと、あと、各企業とゼネコンさん、それからデベロッパーさんの過去からの歴史的なお付き合いの状況がありますので、どうしてもこちらからお話しただいて、断れないとかということがありますので、そこは難しいかなと。

ただし、各社、公共工事もやっていかなきゃいけないというのは、皆さん、一様におっしゃっているというところが現状です。

**【米倉契約調整技術担当課長】** 状況が何となく分かりました。ありがとうございます。今後の参考にさせていただきたく思います。

もしあれでしたら、もう1点、確認で教えていただきたいのですが、国において、担い手3法などにおいても、今般、技術者の兼務制度というのが拡大されているような状況にありますけれども、都においても、先ほどお話もありましたけれども、現場代理人の兼務の要件などを緩和しているところがございます、現場なりの兼務の技術者の緩和というのはやっぱり一定の効果があるであろうというふうに見ておりますでしょうか。それとも、あまりないのかとか、その辺、何かご認識があれば結構なのですが、教えていただければと思います。

**【根本局長】** 今、現場代理人の兼務というのは、地域的に割と近いところの現場の中でのことですので、なかなか近辺で同じような現場があるかということ、なかなかそうはいかないので、その効果というのはまだちょっと見えないところがあるのかなと。

それからあと、監理技術者補佐というのもやられておるのですが、そこら辺の効果はまだこれからかなと思うところなのですが、基本的に技術者がいないと、各社、新入社員の採用計画等、苦勞をしておるという状況ですので、本当に、今、人手不足、特に技術者不足、そこは本当にもう一番の原因かなというふうに思っています。

**【米倉契約調整技術担当課長】** ありがとうございます。

**【臼田契約調整担当課長】** では、全体を通じて、何か、まだご発言等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そろそろ閉会させていただきたいと存じます。

閉会に当たりまして、経理部長の稲垣よりご挨拶を申し上げます。

**【稲垣経理部長】** ありがとうございます。本日は、限られた時間ではございましたが、東京空調衛生工業会の皆様から大変貴重なご意見、また、現場の実情をお教えいた

きまして、大変勉強になりました。まことにありがとうございました。

また、入札監視委員会制度部会の先生方におかれましても、様々なご意見、ご質問をいただきまして感謝を申し上げます。

本日、皆様からいただきましたご意見等を参考にいたしながら、今後とも入札契約制度を適切に運用してまいりよう努めてまいりますので、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。お忙しいところ、本日はどうもありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、以上をもちまして東京空調衛生工業会様と東京都財務局との意見交換会を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

——了——